

## 令和4年度 第4回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和4年8月5日（金） 10時30分～11時30分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	中村 玲子	藤本 真理	前田 茂樹	三好 正人	安井 広伸
労働者代表	浅野 啓介	伊藤 久志	葛山真由美	藤岡 充昭	前田 良彦
使用者代表	大西 宏弥	栗須百合香	中村 和仁	別所 浩己	宮路 元美

4 議題

- (1) 令和4年度三重県最低賃金の改正決定について（報告・答申）
- (2) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について
- (5) その他

5 開 会

（賃金係）

定刻となりましたので、令和4年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、15名中15名の委員の方にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、安井会長よろしく願いいたします。

6 議 事

（会 長）

皆様、おはようございます。

( 皆 )

おはようございます。

(会 長)

本日は、ご多用の中、先週の審議会に引き続きましてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

世の中、コロナの状況が収束に向かうところか、益々、感染者数が増えてきております。

また、昨日今日と非常に天候も不安定で、各地で大きな災害が出てきているような状況でございます。昨日も相当の雷や雨が降っておりました。その中で、専門部会の審議をしていただいたところでございます。専門部会委員に就任いただいた委員の皆様には、今週一週間続けて熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

本日はその結果を受けまして答申をさせていただくという重要な審議会でございます。皆様最後まで慎重なご審議をお願いしたいと思います。

では、只今より、令和4年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

#### (1) 令和4年度三重県最低賃金の改正決定について（報告・答申）

(会 長)

では議題1番、事項書に基づきまして、令和4年度三重県最低賃金の改正決定について、これから、専門部会で決議されたところを報告していただき、お諮りをするという事にさせていただきます。

まず、専門部会の報告につきまして三好専門部会長から報告をお願いします。

(三好部会長)

部会長をやらせていただきました三好でございます。

先ず、事務局の方から、報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(賃金係)

それでは、報告書1を読み上げさせていただきます。

－ 賃金係、報告書を読み上げ －

(三好部会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、私から経緯等についてご報告をさせていただきます。

8月1日の第1回専門部会で部会長、部会長代理を選出した後、直ぐに金額審議に入りまして労使双方のお考えを伺ってまいりました。

その後、8月2日、8月3日、8月4日と計4回の専門部会を開催し、金額検討を重ねてまいりました。

専門部会では、使用者側からは、現在の三重県の経済状況や中小企業の状況等をお聞かせいただき、また、労働者側からは労働者の生活実態を反映したご意見等をいただきました。

熱心に金額検討をしていただいた結果、使用者側の反対もありましたが、賛成多数で、現行の三重県最低賃金を31円引上げ、933円といたしました。

専門部会の報告は、以上のとおりでございます。

(会長)

ありがとうございました。

この報告につきまして、何かご質問があればお聞きしたいと思います。

如何でしょうか。

特に無いようでございますので、それでは、専門部会報告書を基にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただいたうえ、最終的に本審議会の意見として決定させていただくことにいたします。

先ず、報告書記載のとおり、現行の三重県最低賃金を31円引上げ、933円の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

・賛成 労側 5名 使側 0名 公益 4名

この内容に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 労側 0名 使側 5名

採決の結果、賛成多数でございますので、専門部会報告書のとおり決定したいと思います。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

(賃金係)

はい、準備してまいりますので、しばらくお待ちください。

- 事務局答申文（案）準備 —
- 答申文（案）各委員に配布 —

（会 長）

只今、答申文（案）をお手元にお配りをしていただきました。

答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思っておりますので、事務局のほうよろしくお願いいたします。

（賃金係）

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

- 賃金係、答申文（案）を読み上げ —

（賃金係）

なお、別紙1及び2につきましては、報告書1と同様になりますので各自ご確認下さい。

（会 長）

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）について何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にご質問がないようでございますので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することとし、これを局長に答申させていただきます。

- 会長から局長に答申文を手交 —

（会 長）

それでは、局長からお言葉をいただけますでしょうか。

（局 長）

労働局長の金尾でございます。

暑い日が続く中、委員の皆様には、本審議会にご出席いただきまして誠にありが

とうございます。

本年も、大変厳しい状況にあった中、公労使三者構成により各委員の皆様それぞれのお立場から真摯にご議論をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

時間額 933 円で答申をいただいたところでございます。

特に専門部会の委員の皆様には 8 月 1 日から時間的制約がある中、精力的にご審議をいただきまして本当にありがとうございます。

それぞれのお立場で色々なご意見があろうかと思いますが、全会一致には至りませんでした。大変意義深いものと受け止めております。

今後、私どもといたしましては、発効されます最低賃金につきまして、しっかりとあらゆる機会に周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の長期化、原材料高騰ある中、多くの中小企業は厳しい業況にあることも踏まえまして、事業の存続と雇用の維持に向け、助成金の活用促進等により実効性あるきめ細やかな支援を行っていきたいと考えております。

引き続き、お力添えを賜れば大変ありがたいことだと思っております。

繰り返しになりますが、委員の皆様方には、大変なご尽力を賜りまして重ねて深く御礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

このあとの流れにつきまして、事務局からご説明頂けますでしょうか。

(室 長)

はい、この後につきましては、答申要旨の公示・異議申出期間の設定等、所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

異議申出の締切日は 8 月 22 日（月）となります。

仮に申出がありますと、次回、第 5 回本審におきまして、審議をお願いすることになります。

その審議会の開催は、8 月 23 日（火）午前 10 時 00 分から、本会場（地下共用会議室）で開催する予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、順調に進行した場合、改定された三重県最低賃金が9月1日（木）に官報公示されますと、効力発生日は30日を経過した以降の日となることから、10月1日からの発効を予定しています。

引き続きご協力の程をよろしく申し上げます。

以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。

事務局からご説明がありましたとおり、本日の答申を公示いたしますと、それに対して異議申立が提出される可能性がございます。

そうなった場合、第5回本審を8月23日（火）の午前10時から開催し、そこで決議をしなければなりません。

委員の皆様には日程確保をよろしく申し上げます。

それでは労使それぞれ代表の方々からご意見を賜ればと思います。

先ず、使用者側委員の方から如何でしょうか。

（中村和仁委員）

それでは、私のほうから。

今年の最低賃金の審議というのは、先ほどの冒頭のお話にもございましたが、今日はまだましなんですけど連日猛暑の中、労使様々な意見が活発に行われたなと感じております。

労働者側の皆さまにおかれましては、真摯な議論をいただきまして本当にありがとうございます。また、公益の先生方においては、労使さまざまな意見がある中、大きな隔たりがある中で、その調整をしていただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

先程、今年度の地域別最低賃金の改定がプラス31円ということで結審されました。今年度の審議においては、中央での審議においてまた目安について、労使双方より目安の根拠・理由について明確に納得できるものを示すようにということで、一週間かけて、今月1日に再度小委員会を開催するという異例のスタートになったかと思えます。結局のところ我々使用者側にとっては、明確な根拠・理由が示されないままであったかなというふうに思っております。

また、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告においても、公益から政府に対する要望の中で、4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この三要素のうち特に労働者の生計費を重視した目安額としたということで、本来

であれば、公平公正な立場であらなければならない公益委員でないようなコメントがあったことは非常に遺憾に感じております。

昨年同様それ以上にですね、地域の中小企業・小規模事業者の賃金引き上げ実態と三要素の重要なものである本来我々が言い続けている本来地域の中小企業・小規模事業者の賃金の支払い能力を勘案しない大幅な引き上げが示されたことについて、全く我々としては、納得しておるところではございません。

また、本来、地域の最低賃金審議会というのは、冒頭、私も前回も申し上げました様に、当地域の自主性・独自性を発揮して審議をされるべきであります。この数年見ておりますが、その所が全くされていないことについて非常に不満に思っております。

話しは変わりますが、先程来からもコロナの話が出ておりましたが、新型コロナウイルス感染症とはいうのは、第7波の真ただ中というところで、三重県においても、聞くところによりますと今日ですかねBA5対策強化宣言が発出されると伺っておりますが、皆さん当然ですが、感染対策を徹底していかなければならないかなど改めて思っております。全く余談ではありますが、来年こそはこの審議会マスクをしないで議論を行いたい。このことについては、公労使だけでなく事務局さん含めて全員が、これについては全会一致であると思っておりますので、そういう形で願いたいなと思っております。

また現在ですね、企業における状況というのは、先程来のお話にもありましたが、新型コロナウイルス感染症への対応、またですね、急激な原材料の高騰、また、物価上昇、円安、海外情勢非常に不安要素が多々あるなか、その影響により企業活動においては非常に一層厳しさが増しております。このような状況を総合的に、我々、特に専門部会を踏まえて検討させていただいた結果、今回は、反対の意見を示させていただいたところでございます。

また、昨年以上の金額として増額になったこと、当然ではございますが影響率もこれまで以上に高くなり、引き上げによる直接的な影響を受ける地域の中小企業・小規模事業者が増加することを非常に懸念しております。増額によって地域経済に与える影響を非常に懸念しているところであり、今回は附帯決議としては、盛り込んでいただけなかったところではございますが、次のことを政府に対して我々としては、要望をしていきたいなと思っております。

一つ目としては、地域の中小企業・小規模事業者に与える影響を最小限にとどめていただくために、下請け取引の適正化については、パートナーシップによる価値

創造のための転稼円滑化政策パッケージ、及び取引適正化に向けた5つの取組に基づき中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資を確保できるように、労務費、原材料費、エネルギーコスト等々を踏まえた上昇分の適切な転稼が進むよう発注元に対して指導を強くしていただくように要望をしたいなというふうに思っております。

また、生産性の向上の支援については、多くの企業が各種の助成金等を受給できますように、これは厚労省に限らず省庁を跨いで総合的に取組んでいただくことを我々としては望んでおります。

また、既に実施されております各支援策の検証効果把握を行っていただいて、言葉だけではなくより実効性のある支援が継続をして図られるように強く要望をしたいと思っております。

最後になりますが、いずれにいたしましても、本日今決定された内容というのは、重く受け止めてですね、発効日以降は厳守いたしまして、我々経営者側といたしましても、生産性向上を図りながら企業活動を実施していくというふうに思っております。これには、当然でございますが、労使が一体となって取り組んでいく必要がありますので、労働者側の皆さんのより一層のご協力をお願いしたいないうふうにと思っております。

最後にこの一週間ですね、タイトスケジュールではありましたが、色々ご配慮をいただいた事務局様にも感謝申し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、本審結果にともなう使用者側のコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

では、労働者側委員の方お願いします。

(藤岡委員)

労働者側委員の藤岡でございます。よろしくお願いたします。

まず、一週間本当に暑い中、昨日の雷、大雨の中ですね審議をいただきまして本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

今年は、第1回の専門部会の中では目安が示されないという異例と言えれば異例の事態での出発だったわけですけれども、労働者側としましては当初から主張として、まず一つ目が経済社会の活力の源となる人への投資が必要であり、その重要な要素の一つが最低賃金の引き上げである。そして二つ目が春季生活闘争で労使で答えを出した賃上げ、この流れを最低賃金の引き上げに繋げること。三つ目が、労働

の対価として相応しいナショナルミニマム水準へ引き上げること。四つ目、消費者物価上昇率を考慮して引き上げを行う。人材流出を防ぐためにも格差を縮小するための引き上げを行うこと。そして、まずはどこでも誰でも何処で働いても1,000円を目指していくという思いの中で審議を進めてまいりました。

それぞれ数字などを示させていただきましたけれども、全て根拠と労働者の思いが詰まったものだというふうに思っております。

第4回の審議の中で、中央の審議会では今年も先程もありましたが本当に丁寧な審議が行われたと思っておりますし、その目安額については、いつも頭に入れての審議とさせていただいております。残念ながら隔たりは埋まりませんでした。それぞれ使用者側の委員の皆様も我々も最低賃金を上げることに前向きであったということがわかりました。

また、労働者側といたしましても大幅な引き上げが、中小企業・小規模事業者に対して負担がかかることは、十分理解をしているところでございますし、その中でも、中小企業等への支援の拡大充実、これは必要だと思っております。金額については、使用者側も歩み寄っていただいたことについては、感謝しております。

今現在置かれたこの状況の中で、それぞれの立場、日本経済、三重県の経済を好循環にするために、それぞれの立場で審議がされたと思っております。

今回、目安額で最低賃金額決定されました。労側として全員賛成をさせていただきました。この金額については、しっかりと確認をしていきたいと思っております。ただ、労働者側、先ほど申しました地域間格差が縮まらないなど課題の残ったことも事実でございます。これにつきましては、来年の審議に繋げてまいりたいと思っております。

最後になりましたけれども、この間、一週間でしたけれども審議をいただいた使用者側委員の皆さん、そして公益の委員の先生、そして事務局の労働局の皆さん本当にありがとうございました。感謝を申し上げたいと思っておりますし、コロナがまだまだ感染拡大をしておりますので、皆様におかれましても対策をしっかりと考えていただいて、これからの活動をしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。一週間ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは最後に私の方から、公益から御礼を申し上げたいと思います。本当にこの一週間暑い中天候不順な中、熱心な審議をいただきました。誠にありがとうございました。

コロナ禍の状況の中で3年目を迎えた審議会となってしまいました。三年続けて、なかなか労使の意見が一致する場が設けられなかったことは、公益側といたしましては、非常に反省をする点だと思っております。我々の努力不足と言われてしまえばそれまでかも知れません。それにつきましては、深く思っているところでございます。

先程来、労使それぞれの代表の方がご挨拶いただきましたように、お立場が違う中でそれぞれの代表、労働者代表、使用者代表という形で審議を尽くしていただき、我々に対して色々説明をいただきました。それぞれのお立場での話というのは、ごもっともだなということばかりではございました。最終的には金額を決定せざるを得ない場におきましては、我々公益裁定というような形を取らせていただいた次第でございます。中央から出された目安を最大限参酌させていただいた金額ではございます。これにつきまして使用者側からは非常に大きな反対をいただきましたけれども、ただ、金額が決定した以上は、これを守って履行していただかなければならないこととなります。特に使用者側からいただいた中小企業に対する影響というのは、非常に大きなものだと思っております。ただ、これを履行するために政府からの色々な支援策もいただき、企業といたしましては各企業ごとに生産性の向上、経営努力をしていただきまして、是非この難局を乗り切っていただきたいと思います。

また、労働者側からは、最近の生活物価の高騰ということから、非常に厳しい家計というものを思われてのご意見だったと思っております。その中で公益裁定に対して賛成いただいたことは、感謝申し上げます。

いずれにしろ経済というのは、労働者側、使用者側それぞれのものではございません。労使が一体になって車の両輪のごとく前へ進めていくのが組織であって、三重県経済、日本経済の発展に繋がるものだと思っております。

今回の三重県の最低賃金の決定が、三重県経済、日本経済の好循環に繋がることを強く我々公益側としましては希望をいたしまして、私どもの挨拶とさせていただきます。

最後になりましたが、専門部会の委員の皆さま、特に専門部会を取り仕切っていただきました三好部会長には、非常にご苦勞をいただきました。皆様の熱心なご審

議に対して感謝を申し上げるとともに、これから益々経済が好循環・発展していくことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

では、これをもちまして議題の1番目は、終了させていただきます。

## (2)三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

（会 長）

それでは、議題の2番目であります「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

これまで、2回にわたる小委員会において、ご審議いただき決定されたことをご報告させていただきます。

それでは、お諮りいたします。

事務局のほうから、報告書を読み上げていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（賃金係）

それでは、私のほうから読み上げさせていただきたいと思っております。

報告書2のほうをご覧ください。

－ 賃金係、報告書を読み上げ －

（会 長）

はい、ありがとうございました。

なお、提出された4業種のうちガラス・同製品製造業については、小委員会において、継続審議中でございますので、ご審議いただき決議されましたら、再度、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただくことにし、最終的に決定させていただきたいと思っております。

只今の報告について、何かご意見ご質問があればお伺いしたいと思います。

如何でございますか。

特に無いようでございます。

それでは、小委員会報告を元にいたしまして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただいたうえ、最終的に決定させていただくことにいたします。

先ず、報告書の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

はい、全員挙手でございます。ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。

よって、委員会報告のとおり決定の上、全会一致となりました3業種につきまして、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性有と決定したいと思えます。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

（賃金係）

準備してまいります。しばらくお待ちください。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

（会 長）

只今、答申文（案）を配布していただきました。

それでは答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思えます。

事務局のほうでよろしくをお願いいたします。

（賃金係）

それでは答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 賃金係、答申文（案）を読み上げ —

（会 長）

ありがとうございます。

只今の答申文（案）につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することといたします。

では、これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文手交 —

（3）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

(会 長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の3番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」でございます。事務局からお願いいたします。

(室 長)

只今、会長から答申をいただいたところでございますが、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をさせていただきたいと思っております。

(賃金係)

諮問文を準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

(藤岡委員)

すみません。ちょっと質問いいですか。よろしいですか。

(会 長)

はい。

(藤岡委員)

先程いえばよかったのですが、この答申（案）が取れたのですが、この文面の読み取りとして、1から4までありました。でも、2から4は決定しましたということであれば、1の取り扱いについては、先ほど会長のほうから継続審議だよという報告をいただきましたので、そういう読み取りでよろしいのですよね。

(会 長)

そう理解ができると思います。

(藤岡委員)

2・3・4は認めたけれども1は必要なし。

(会 長)

ではないです。

(藤岡委員)

ということでよろしいですね。はい、ありがとうございました。

(会 長)

現時点ではですね。継続審議ですので、有りも無しもまだ今確定はしていないということです。

— 局長から会長に「諮問文」を手交 —  
(事務局にて「諮問文（写）」配布)

(会 長)

只今、諮問文（写）を配布していただきました。

それでは、事務局のほうで諮問文の朗読をお願いします。

(賃金係)

それでは、私のほうから読み上げさせていただきます。

— 賃金係、諮問文を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、3業種について、改正に係る諮問をお受けしたということでございます。

この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

(会 長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の4番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、最低賃金審議会に専門部会を設置し、改正の決定について調査審議を進めていただくこととなります。

委員の推薦につきましては、本日8月5日に、委員の推薦公示を行い、推薦期間は8月25日（木）までとさせていただきますと思います。

また、公益委員の方々には、私どものほうから委嘱のお願いをしますその節はよろしくお願いたします。

併せて、最低賃金の決定について諮問した場合は、審議会が関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を提出すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に本日公示し、8月25日締切りで進めたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(会 長)

ありがとうございました。

例年のように各産業に関連した業種を代表する方を推薦していただくことになっていきますのでよろしくお願いいたします。

これに関して事務局から連絡事項等はございませんでしょうか。

(室 長)

第1回特定(産業別)最低賃金専門部会につきましては、開催日は9月14日(水)、場所はサンワークを予定しておりますので、日程調整の程、よろしくお願いいたします。

(会 長)

只今、第1回特定産業別最低賃金専門部会の日程が9月14日(水)というようにいただきました。関係される方は日程確保をよろしくお願いいたします。

(5)その他

(会 長)

「その他」につきまして、事務局何かございますでしょうか。

(室 長)

三重県最低賃金額の改正につきましては、本日の答申、公示等を三重労働局のホームページへの掲載などによりまして、周知に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会 長)

他に、委員の皆様方からご発言ございませんでしょうか。

(藤岡委員)

はい。

(会 長)

はい、藤岡委員。

(藤岡委員)

すみません、貴重なお時間を。

今後の審議について、ひとつだけお願いがございます。

先ほど確認もさせていただき、会長のほうからもご報告がありました。ガラス・同製品製造業については、継続審議となっております。労使で合意をして出された申出というのは、最大限尊重をしていただきまして、是非改正決定の必要性有りと

して専門部会のほうで、当該産業労使による審議をさせていただきたいというのが、労側の本当の思いでございますので、この場でお願いをさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(会 長)

只今、労側委員のほうからガラスにつきましても、必要性有りとの決定をいただきたいとのご要望がございました。この意見も参考にこの後の小委員会で受け賜りたいと思っております。

他何かご発言ございませんでしょうか。

よろしいですか。

では、本日予定しておりました議題は以上でございます。

本当に今年の異例づくめの中での審議会および専門部会で行いました。コロナのせいにするわけではないのですが、コロナ禍での厳しい審議ということで、繰り返しになりますが、委員の皆様には、非常にご負担をおかけしてしまいました。ただ、最終的に今日三重県最低賃金も決定いたしました。先程も申しましたが、労使が一体となって是非三重県経済を盛り上げていっていただきたいと、改めて祈念申し上げまして、本日の会議を終了させていただきたいと思えます。

最後まで熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上